

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第4回定例会
開 催 日 時	令和6年4月25日(木) 午前9時30分から 午前10時50分まで
開 催 場 所	福津市役所 別館1階大ホールAB
委 員 名	(1) 出席委員 青木委員、農崎委員、田中委員、 村井委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎 教育総務課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、 鶴口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、 内兼久総務企画係長、有吉主査、川上主事

<p>会 議</p>	<p>議 (内 容) 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 報告第 3 号 令和 6 年度福津市学校給食共同調理場場長の任命について ・ 日程第 4 報告第 4 号 令和 6 年度教務主任等の任命について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 5 報告第 5 号 令和 6 年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 6 報告第 6 号 福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 7 報告第 7 号 福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定に対する答申の報告について ・ 日程第 8 議案第 7 号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願について【継続審議案件】 ・ 日程第 9 議案第 20 号 福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則の制定について ・ 日程第 10 議案第 21 号 福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 11 議案第 22 号 福津市全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正することについて ・ 日程第 12 議案第 23 号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 13 議案第 24 号 福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正することについて ・ 日程第 14 議案第 25 号 福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正することについて ・ 日程第 15 議案第 26 号 福津市スポーツ推進委員の解任について ・ 日程第 16 議案第 27 号 令和 6 年度福津市学校運営協議会委員の任命について
----------------	--------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・日程第 17 議案第28号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の解囑について ・日程第 18 議案第29号 福間浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形文化財として選択することについて ・日程第 19 諸報告 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について（令和5年度分） ・今後のスケジュールについて ・日程第 20 閉会の宣言
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の理由	
傍聴者の数	2名
資料の名称	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名委員	青木委員
	田中委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>石津部長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である青木委員にお願いしたい。</p> <p>青木委員：本日の会議には、2名の方から傍聴の申出があつている。</p> <p>福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定している。よつて、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。</p> <p>事務局、入室をお願いする。</p> <p>（傍聴人入室）</p>	

1 日程第1 開会の宣言

青木委員：構成委員4名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し教育委員会は成立するため、令和6年福津市教育委員会第4回定例会を開催する。

直ちに会議を開く。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

青木委員：福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私青木と田中委員で確認、署名することとする。

3 日程第3 報告第3号 令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の任命について

青木委員：事務局に説明を求める。

(石津部長が報告第3号、令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の任命について会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

報告第3号、令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の任命については福津市教育委員会事務委任規則第7条に規定する教育長の専決事項にあたるため採決は行わない。

4 日程第4 報告第4号 令和6年度教務主任等の任命について
臨時代理した件の承認について

青木委員：事務局に説明を求める。

(石津部長が報告第4号、令和6年度教務主任等の任命について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので質疑を終結する。

これより報告第4号を採決する。

報告第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第4、報告第4号 令和6年度教務主任等の任命について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

5 日程第5 報告第5号 令和6年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について臨時代理した件の承認について

青木委員：事務局に説明を求める。

(石津部長が報告第5号、令和6年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について臨時代理した件の承認について会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

田中委員：昨年度からメンバーはどのくらい変わっているのか。

石津部長：基本的には同じ方が続いている。何人かの方は変わりたいということで、学校長が人選を行っている。

青木委員：他に質疑はないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第5号を採決する。

報告第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第5、報告第5号 令和6年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

6 日程第6 報告第6号 福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

青木委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が報告第6号、福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について、会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第6号を採決する。

報告第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第6、報告第6号 福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

7 日程第7 報告第7号 福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定に対する答申の報告について

青木委員：事務局に説明を求める。

(占部課長が報告第7号、福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定に対する答申の報告について、会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

報告第7号、福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定に対する答申の報告については附属機関への諮問に対する答申であるため

報告のみとする。

8 日程第8 議案第7号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願について

青木委員：この議題については継続審議案件となっていたものである。
事務局に説明を求める。

(石津部長が議案第7号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願について、請願書、別紙2を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

農崎委員：保護者として給食の提供はありがたく思っているところだが、牛乳を飲むことによって体調を崩してしまう子どもがいるのであれば、無理して飲ませなくても良いのではと考える。

医師の診断書が必要か不要かという問題もあると思うが、アレルギーを持っている方は、栄養士の先生との面談を行っていると思うので、この件に関しても、牛乳を停止するにあたっては、書類の提出だけで済ませるのではなく、面談を行い、不足する栄養については家庭の食事で補うことを心がけるよう伝えることが必要だと感じる。

好き嫌いとの選別は難しいところではあると考える。

青木委員：他に質疑はないか。

田中委員：私も学校現場の経験があるが、給食の1食が栄養を摂取する大変重要な機会となっている家庭の経済状態が厳しい子どもたちもいる。

アレルギーはやはり命に関わるので当然だが、牛乳が身体に合わないという子どもたちに対しても受け止めていく方向性を持っていくべきだと考える。

だが、基本的には、学校の栄養士、担任の先生、学校長との面談を行うということはやってほしいと考える。

また、給食の残量が多いという問題に関しては、この問題とは別にして、減らす努力はもちろん大切だが、減らすために、子ども達に無理に押し付けてしまうことにならないように注意しながら取り組んでいただきたい。

最後に、給食の大切さ、牛乳の大切さについてはきちんと子ども達にも伝えていくことも必要だと考える。

石津部長：補足だが、現在、アレルギーについては、「アレルギーに関する学校生活管理指導票」というアレルギー疾患用の管理表を提出していただいている。この書類については医師の署名も必要となっている。

乳糖不耐症の場合は、医師の診断書ではないが、医師の判断に基づく辞退届を提出すれば、提供を止めることができるという制度となっている。

青木委員：他に質疑はないか。

村井委員：この請願の趣旨1は、乳糖不耐症や好き嫌いを含めて、診断書無しでも牛乳を停止できるようにしてほしいということだと思うが、近隣の自治体を見ると、福岡市を除いてほとんどの自治体は、診断書が必要だという形をとられている状況がうかがえる。

選択制となると、乳糖不耐症だけではなく、さまざまな理由も対象となってくるのが考えられる。

給食の栄養面で言うと、牛乳は、とても貴重なもので、牛乳の残量を減らすためのコンクールなどの取組を行っている学校もある。

この請願の文面だけでは、採択するには微妙なところを感じるため、事務局で文言を整えることはできないのか。

石津部長：請願の文言について、事務局側が扱うことはできない。

この「選択制」という文言は全ての人が飲むか飲まないのかを選択するのか、特定の人が飲まないということを選択するのか、明確ではない。

本市も広い意味では選択制であるとも言える。

請願の趣旨1の文面では、どのような児童生徒がという形容詞がないため、アレルギーの児童生徒は含むのか含まないのかということが正確に測ることができないと感じる。

青木委員：他に質疑はないか。

趣旨2については、現状も牛乳を停止している方には、費用を返還しているということになっているため、採択しても不採択にしても、何も変わることはないと思うが、趣旨1については、請願の文言だけを見ると、広い意味での選択制ということがうかがえるため、この中に乳糖不耐症を含めるのか、アレルギーの児童生徒については確実に診断書が必要だと思うが、それ以外の児童生徒についての対応の仕方、例えば、保護者と学校長が面談の上というような文言を入れるといったように、この文言についてはもう少し継続して審議をした方が良いと考えるがいかがか。

石津部長：請願が出されている以上は、この請願に示されている内容について、採択・不採択という結論を出す必要があると考える。

この請願を踏まえて、この文面では明確にされていないが、乳糖不耐症の場合にはどのようにするのか。アレルギーの場合は当然診断書は不要という判断はできないため、それ以外の場合について、診断書不要で、「選択制」という言葉については検討の必要があるが、どのように対応していくのかということについては、また請願とは別に考える必要があると考える。

青木委員：他に質疑はないか。

無いようなので、質疑を終結する。

請願の趣旨が2項目あるため、1項目ずつ皆様の確認をする。

まず、趣旨1について確認する。

議案第7号の趣旨1、小中学校での学校給食の牛乳を、児童・生徒が診断書等なしでも停止可能な選択制にして下さい。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

次に趣旨2について確認する。

議案第7号の趣旨2、児童・生徒が牛乳を停止する場合は、停止の理由に関わらず牛乳代が給食費から減額されるようにしてください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

以上を踏まえて、趣旨2のみ採択すべきということになったため、議案第7号を一部採択することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

よって、日程第8、議案第7号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願については、趣旨1については不採択、趣旨2については採択、全体として一部採択と決定した。

田中委員：確認で、趣旨1については今回の請願の文面では不採択となったが、乳糖不耐症の場合などについては、今後検討していくということによろしいか。

石津部長：今回の請願の文面では、対象の範囲は広がったために不採択となったと考えているため、乳糖不耐症の場合に診断書を必要とするのか、不要とするのかという議論については、今後事務局で精査していきたい。

田中委員：承知した。

9 日程第9 議案第20号 福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則の制定について

青木委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第20号、福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則の制定について、会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

田中委員：法的な言葉についてはよく存じてないが、この規則の第3条の「最年長の委員」というのは、教育委員としての在職期間ではなく、単純に年齢がということなのか。

吉崎課長：在職期間ではなく、年齢となっている。

市議会でも、議長が決定していない場合は、基本的に、議長は最年長の当選者を持って充てるということとなっている。

そういったことも踏まえて、今回このような規定にさせてい

ただいている。

青木委員：他に質疑はないか。

教育長不在が1年以上続いている状況は、初めてなので、私が教育長職務代理者になってから、新しい規則等を制定することがあっている。

今回の規則も教育長がいれば本来は必要ない規則だと思うが、やはり万が一のことを見通して、今回の規則が必要になってきたのではないかと感じている。

他に質疑はないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第20号を採決する。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第9、議案第20号 福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則の制定については、原案のとおり可決された。

10 日程第10 議案第21号 福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正することについて

青木委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第21号、福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正することについて会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第21号を採決する。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第10、議案第21号 福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

11 日程第11 議案第22号 福津市全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正することについて

青木委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第22号、福津市全国大会等出場奨励交付要綱の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第22号を採決する。

議案第 2 2 号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第 1 1、議案第 2 2 号 福津市全国大会等出場奨励交付要綱の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

1 2 日程第 1 2 議案第 2 3 号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

青木委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第 2 3 号、福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので質疑を終結する。

これより議案第 2 3 号を採決する。

議案第 2 3 号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって日程第 1 2、議案第 2 3 号 福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

1 3 日程第 1 3 議案第 2 4 号 福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正することについて

青木委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長：議案第 2 4 号、福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正することについて会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

村井委員：これまでこの協議会は何回開催されて、どのように進んでいるのか。

芹野課長：令和 5 年度より部活動改革の協議を開始しているが、顔合わせも兼ねて、1 回開催された。

その際、学校側の意見がとても強く、会議が円滑に進まなかった状況があったため、令和 6 年度から委員をしっかりと揃えた状態で始めていきたいということから、今回委員の構成を見直したところ。

協議会で決定したことに関しては、文化協会や体育協会に依頼していくことになると思うが、最初の意見等に関しては、学校関係者と学識経験者で固めていった方が良いのではないかとということで現在進めている状況。

協議会は 5 月から開催し、今年度は 1 0 回程度の予算をいただいているので、この令和 6 年度である程度の方向性を固

めていきたい。

村井委員：昨年度開催された文科省が主催する全国の自治体の教育長と教育委員が対象のオンラインでの研究協議会に参加した際、他自治体では、この部活動の地域移行についてはかなり形作られていっているところを感じた。

全国的に人口の減少が進んでいるのに対して、過大規模校を抱えている福津市は、全国とは少し状況が違うところはあるが、国が進めていっていることでもあるので、形作りはしていかなければならないと強く感じている。

昨年度もこの部活動改革については、教育委員会の中でも何度か質問しているが、余り進んでいないように感じるので、委員の構成を変えることは良いが、完全移行まで余り時間的な余裕が無いので、教育現場の声が強い部分はあるかもしれないが、上手く調整しながら早急に福津市の方向性を明確にして進めていっていただきたい。

青木委員：他に質疑はないか。

農崎委員：委員の構成を見直したということだが、保護者の意見も取り入れて良いのではないかと感じている。もちろん学校側の意見も必要だとは思いますが、やはり子どもが地域に出るときに、送迎など、一番負担がかかるのは保護者である。

私は中学生の保護者だが、以前部活動についてWEBで回答するアンケートがメールで送られてきたため回答したが、そのアンケートも、回答する時間がある保護者もいれば、無い保護者もいて、回答率は100%ではないため、部活動に所属している保護者会等で、福津市の方向性について説明する場が必要だと感じる。

この件に関しては、不安に思っている保護者はたくさんいると思うし、中体連前にも関わらず、土日のどちらかは必ず休みということで果たして良いのかと考えている方もいると思うので、しっかりと説明していくことと、これから部活動が地域に移行された後の状況に直面する小学校高学年の児童やその保護者の方も不安を感じていることだろうと思うので、発信することができる情報は発信していただきたい。

また、学校関係者や学識経験者だけでなく、保護者の意見も聞いて進めていただきたい。

青木委員：他に質疑はないか。

田中委員：私も地域スポーツに関わっていて、部活動の地域移行という方針は、国が進めているが、話を伺っていると、全部学校側の話しかしておらず、その受け皿となる地域スポーツは全く育っていない。そういった面で、学校側だけの意見を聴いて移行を進めていくということに不安を感じている。

受け皿の体制が整っていないのに、子ども達はどのような

かといった問題を考えるために、委員に学識経験者を含めているのだと思うが、やはり学校側だけではなくて、地域スポーツ側の意見も聞いて進めていっていただきたい。双方の意見は相反するかもしれないが。

部活動の地域移行を見越して、小学生の段階から地域スポーツに参加していただきたいが、その地域スポーツが近くにないという状況に置かれている方もいる。

また、送迎する余裕がある方は、離れたところに連れて行くことができるが、そうでない方はやりたくてもやれないという現状も出てくると考える。

そういった格差が起こらないようにぜひ進めていっていただきたい。

青木委員：教職員の働き方改革というところがやはり大きな目的だと思うが、部活動の地域移行というのは過去にない新しい取組のため、問題は大きい。

文部科学省は各市町村で対応していくようにという姿勢だが、市町村によってスポーツ施設の有無といった差も大きく、スポーツ施設が無い市町村が実際に施設を建設するとなると相当な予算も必要となり、負担も大きい。

また、地域の人材確保についても努めなければならないと感じる。先程田中委員の意見にもあったように、学校側と教育委員会だけで方針を決定しても、地域の受け皿が無い状態であれば、机上の空論となってしまうため、やはり地域側とも一緒に話を進めていかなければならない。

他に質疑はないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第24号を採決する。

議案第24号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第13、議案第24号 福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

14 日程第14 議案第25号 福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正することについて

青木委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長：議案第25号、福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正することについて会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第25号を採決する。

議案第25号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第14、議案第25号 福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

15 日程第15 議案第26号 福津市スポーツ推進委員の解任について

青木委員：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第26号、福津市スポーツ推進委員を解任することについて会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

田中委員：委員名簿を見ると、委員のほとんどの方が高齢で、委員歴も10年以上となっている。先程の中学部活動の地域移行の話の中でもあったように、これから地域スポーツが大事となっている状況のため、担い手が非常に少ないということもあるだろうが、若い人材を探す努力をしていっていただきたい。

芹野課長：委員の方々も若い委員が少ないというところに対しては、危機感を持たれている。新しい委員を入れなければというところで、現在委員の人数は13人だが、15人まで任命できる体制となっている。学校の先生などに委員になっていただければというような意見も出ているところなので、投げかけを行っていきたい。

青木委員：地域スポーツに実際関わっている方や、もう既に部活動に携わっている方も必要なのではと考える。

他に質疑はないか。

無いようなので質疑を終結する。

これより議案第26号を採決する。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第15、議案第26号 福津市スポーツ推進委員を解任することについては、原案のとおり可決された。

16 日程第16 議案第27号 令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命について

青木委員：事務局に説明を求める。

(石津部長が議案第27号、令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命について会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので質疑を終結する。

これより議案第27号を採決する。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第16、議案第27号 令和6年度学校運営協議会委員の任命については、原案のとおり可決された。

17 日程第17 議案第28号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の解嘱について

青木委員：事務局に説明を求める。

(占部課長が議案第28号、国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の解嘱について会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので質疑を終結する。

これより議案第28号を採決する。

議案第28号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第17、議案第28号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の解嘱については原案のとおり可決された。

18 日程第18 議案第29号 福間浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形民俗文化財として選択することについて

青木委員：事務局に説明を求める。

(占部課長が議案第29号、福間浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形民俗文化財として選択することについて会議資料を用いて説明)

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

この盆踊りはいつの時期に行っているのか。

占部課長：8月中旬のお盆の時期に行っている。

青木委員：承知した。

他に質疑はないか。

無いようなので質疑を終結する。

これより議案第29号を採決する。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第18、議案第29号 福岡浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形民俗文化財として選択することについては原案のとおり可決された。

19 日程第19 諸報告

青木委員：令和5年度分教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について。

（吉崎課長が令和5年度分教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について別紙3を用いて説明）

青木委員：今後のスケジュールについて。

（内兼久係長が今後のスケジュールについて会議資料を用いて説明）

青木委員：質疑はないか。

20 日程第20 閉会の宣言

青木委員：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和6年福津市教育委員会第4回定例会を閉会する。